

(障がい福祉課 森山係長)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず開催にあたりまして、光岡座長からごあいさついただきたいと思います。

(光岡座長)

本日は今から12時までの2時間で、今年度1回目の本協議会を開催したいと思います。12時ということでお尻が決まっているので、十分議論できないこともあるかもしれないけれども、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。今日の全体スケジュールはですね、各部会が少しずつ動き出しているのです、その進捗状況や、議論の経過をお話をさせていただいて、皆さんからのご意見、ご質問をいただきたいと思ひますし、議事については各圏域から新たな課題が出ていますので、そのことも意見いただきたいと思ひています。

よろしくお願ひいたします。

(障がい福祉課 森山係長)

本日の資料につきましては、もし本日もって来られていない方いらっしゃったら、申し出ていただければと思ひます。本日の出席なんですけれども、資料めくって1枚目ですけども、今回欠席と書いております西田さん、水本さん、小谷さん、急遽、日下部さんと田中さんがご欠席ということで、10名。山根さんが少し遅れているという状況です。

それからですね、前回2月からの委員の変更がございました。ご紹介だけさせていただきますと思ひます。まず、8番の浦島さんが、全体会議ではこの度新任ということで。それから、今回欠席ですけど13番の小谷さん、14番の山崎さん、15番の米田さん。

資料めくっていただきますと2ページ、3ページが要綱になります。この要綱、6条によりまして協議会の議長につきましては座長をもって充てるということですので、以降、進行については、光岡座長にお願いしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

(光岡座長)

それでは新任の方もいらっしゃいますけど、ご発言のときにご挨拶を兼ねていただければと思ひます。そうしますと、次第に沿って進めたいと思ひます。

まず各部会の進捗状況というところで、各部会の部会長さんからそれぞれ5分程度ご報告をいただきたいと思ひます。それでは、山根部会長がトップバッターだったんですけどまだ到着されていないので、就労支援部会の方から中井さんにトップをきってご報告いただければと思ひます。就労支援部会は初めての開催となっていますので、その議論の内容を5分程度でよろしくお願ひいたします。

(中井委員)

中井と申します。よろしくお願ひいたします。

就労部会は10月3日に開催しました。資料2のところ事前に委員の方から課題と意見をいただいております。3つにわけて一般就労、就労事業支援所、その他でそれぞれ意見をいただいている中で、報告をしたいと思ひます。19ページから22ページまでですが。その意見をもとに皆さんの方で検討会議をいたしました。まず議論に行く前に意見をたくさん出していただくということで、次回に向けた議論、解決、課題を出すということで多くの意見をいただきました。

まず、1番目の一般就労について。書いてあるとおりなんですけども、就労事業所が減っています。また就労移行の事業所をうまく活用していかないといけないが、うまくいかないんじゃないかという問題意識の中で就労事業所が減っているという状況。これは東部、中部、西部それぞれで減っています。明らかに考えていかない

いけない課題じゃないかということです。

次に2番目の、就労支援事業所の利用者支援というところで、保護者からは利用者が効率をあげるために事業所から帰されるという話も聞きます。事業所自体への研修等をしてもらうような啓発が必要じゃないか。短時間の方の利用については就労事業所の意識の問題もあるんじゃないか。実地指導や集団指導の場で応諾、検討のコンプライアンス重視についてきちんと調べてほしいという意見がありました。

次に事業所経営についてですが、事業所の飽和状態が利用者に過剰なサービスを行い囲い込むような実態があることを認識すべきではないか。A型事業所については、経営改善計画について鳥取県ルールとして話し合いがあるのではないかと。就職された方がリタイアした際の情報が、就労事業所に入っていないことがある。B型事業所の役割について、それぞれの事業所が検討することも必要。働くことを重視するハードB、居場所を重視するソフトBという考え方もあるかもしれないといった意見がありました。

次に就労関係についてです。1つの同じようなサービスがいくつも必要なんですか。サービス管理責任者が点々とするような実態があれば、支援の質もあがらないのではないかと。総量規制については、他県の資料を示してもらいながら今後議論をしていきたい。鳥取県の就労系サービスの事業所数、これは人口割で、今日の資料の中には載ってないですけど、鳥取県は全国の平均を大きく上回っている理由について、分析が必要ではないか。AとBがあることによって、一般就労ができない実態があるのかもしれない。整合性があることが必要といった意見がありました。

次にその他については自立支援協議会、県が何をしているのかわからないという声があるということで、方法が必要ではないかといった意見がありました。

第2回については、これらの意見をもとに議論する課題をまず探してみてくださいということで終わりました。以上です。

(光岡座長)

中井さんのご意見について、質問ある方はいらっしゃいますか。

いいですか。とりあえず次に行かせてもらって、相談支援体制部会の方で山根部会長にお言葉をお願いします。

(山根委員)

相談支援体制部会の報告をさせていただきます。

資料としては3、下のページは4ページからになります。相談支援体制部会は昨年1回行い、今年度は2回実施しています。5月と8月に2回やっていますが、まず1回目、この時には報酬改定に伴うところでも、相談支援、上限が設定されたということで40件を超えると報酬が減算されるということになったんですけども、実際のモニタリング頻度があがったってこともあったんですけど、減算になっている事業所はないという報告を受けています。次のモニタリング標準期間短縮に伴う実施状況というところになるんですけども、これに伴って実はモニタリングの検証を市町村が行ってくださいというのが位置づけられているので、モニタリングを市町村はどのように行っておられますかというところで、各市町村に照会をかけさせてもらったところ。実際は何をどのように検証していったらいいんだろうか、検証ってどんな方法なんだろうか。これについては2回目の部会でも継続協議させていただいたところ。です。

サービス等利用状況の報告の実施状況、これについてもモニタリングと関連してくるんですけど、サービス利用をしておられる事業所からの定期的報告を標準様式はあるんですけど、報告を受けてますかっていうところで、実施状況を確認させてもらったところ。実際に書式はあっても報告の方が定着しているところと、定着していないところとまばらな状況です。この取り組みについても、各市町で圏域含めて引き続き協議していかないといけないかなというところ。セルフプラン改訂における体制整備の計画策定状況というところで、実際にセルフプランがどのくらいの頻度でありますかというのを各市町に確認させてもらったところ。セルフにいた

っている状況ですが、本人が希望しているのか、相談支援事業所の不足によってやむなくセルフをしているのかという状況を確認させてもらったところです。書いてある通り、対応できていないセルフプラン自体があるのであれば解消すべき課題ですよ、っていうところを共有させてもらったところです。

続きまして6ページに移りまして、これが2回目の相談支援体制部会のところですよ。こちらについては、まず報告事項のところアドバイザー設置要綱の改正の報告がありましたし、相談支援専門員研修も来年度から新カリキュラムになるってところでそちらの報告もありました。主任相談支援専門員研修は昨年度から実施されてるんですけども、今年県内で実施するかアンケートを取った結果、今年度は県で実施せずに国研修に参加し、来年からは県で研修を行うという報告を受けています。議事としましては基幹相談支援センターの体制強化ということで、今現在鳥取市、中部圏域、米子市に3か所基幹相談支援センターがありますが、こちらの方では設置していない市町について、今後どうしていくか意向確認をしたところですが、具体的には検討が進んでいない状況です。実際、基幹と委託と特定のすみわけもありますけど、基幹の中で一緒に取り組んでいくという話し合いの場を設けてはどうだろうっていうのも話の中で出ていました。先ほど言った2番目、モニタリング検証方法なんですけど、こちらも全県で共通した尺度が展開できるような体制を作っていきたいという話になっています。セルフプランの解消、こちらについても継続の協議ではあるんですけど、セルフを解消していく動きをどういうふうに検討していきたいと思いますかって話です。4番、相談支援専門員の質の向上。研修だけでは専門員の質の向上ははかれないので、各圏域、市町村さんにおいても研修の在り方、実際に行っている圏域の事例を参考にしながら取り組んでいってほしいと思います。以上です。

(光岡座長)

ありがとうございます。以上の報告の中で、ご質問、ご意見等ありますか。

とくにいいですか。後で意見があればおっしゃってください。

最後ですけど、医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会の方の報告をさせていただきます。部会長が鳥取の基幹相談支援センターの河内さんをお願いをしていましたけど、先ほどのお話にあったように河内さん異動になったってことで役員、委員改選の時に合わせて新たに設置を、部会長については選任しようということで、残りは私が務めさせていただくことになりました。なので私からご報告させていただきます。

資料でいうと4ですので、12ページをご覧ください。では、12ページ13ページのところで報告させていただきます。

医ケア部会は7月17日に倉吉市で開催しました。さまざまな議題がこの部会にはありますが、この回は短期入所、医療的ケア児者の受け入れ事業所の拡大とか、そういうことをテーマにお話ししました。まず、鳥取県の障がい者プランの実施状況についての報告をいただいたりとか、2つ目に医療的ケア児等養成コーディネーター研修というのが昨年度から始まっていますので、実施状況について報告がありました。そのことについては資料の16ページをご覧ください。実施後の配置機関一覧になっています。配置機関一覧については、研修の実施要綱の中に、研修が終了した方はこのように公開させていただくということで皆さん研修を受けていただいています。

(3)のところ、鳥取県が独自の事業としてやっているところでもありますけど、医療型短期入所の整備の状況について話があって、それと日本財団との事業との、支援いただいている関係で難病の子供たちと家族の地域生活支援の中核を担う拠点、施設整備についての現在の設置状況ですね。今は米子市に1か所設置されてるんですけども、今後の状況等のお話があったりとか。短期入所について県が調査されたことについての報告があったりとかしています。13ページの方に主な意見が載ってまして、まず重度障がい児者の医療型ショートステイの整備の事業のことですけど、事業に新たに参入してもらうためにも提供できる情報は伝えていきたいということで今県内に東部、中部、西部に医療型ショートステイを実施している医療機関があるんですけど、そういう方々に集まってもらって情報交換のような場があったらいいんじゃないかというご意見があったりとか。それか

ら、今現在事業を実施されている医療型ショートステイが使いにくい、というお話もいただいています。ヘルパーさんが確保できないとなかなか利用できないという事情があって、そういうところが使いにくいというお話がありました。それぞれの医療機関で工夫をされているところもあると思うので、その辺も情報交換の場所で共有できればいいんじゃないか。あるいは、まだまだ少ないというところがあって可能性があるところに伺っていくのがいいんじゃないかっていうご意見もありました。

各圏域の短期入所の状況については、東部、中部、西部にご意見いただいています。東部については県立中央病院で実施されているんですけど、現状課題があります。日中のみの利用が難しかったり、1か月前の予約が必要だったりというお話がありました。中部については空床型が多いということもあって、東部や西部に行って使うということがほとんどであること。なかなか児童の受け入れができなくて児童が使えないとか、ベッドが空いていてもヘルパー調整ができないので使えないということがある。西部でも同じような状況であるんですけど、家族さん支援ということでもあるので、サービスを使えなくてご家族が仕事に行けないということがあったりともあります。

児者の受け入れについて、普段使っている日中等通所先での宿泊ができるようにならないか。老人保健施設での預かり等の仕組みができるようにならないか。短期入所で訪問看護ステーションに入れる仕組みになっているんですけど、それがなかなか使われていないんじゃないかというご意見があったりとかありました。その他のところでは、医ケア児者の人数を把握する仕組みが確立されていなくて基礎数がでないののでどうしたらいいかということがありました。

それでは全体を通してで結構ですけども、今の3つの部会の報告をお聞きいただいて質問とか感想とかご意見とかなんでも結構ですけどもいただけますでしょうか。

(宮倉委員)

よろしいでしょうか。西部にあります、もみの木園の管理者をしている宮倉といいます。また西部の協議会の運営委員をしております。よろしくお願いたします。

まず、4ページの相談支援の部会についてですが、何点かありますので、まず1点目、モニタリングのところを実施した場合は結果を市町村に報告するということと今年度から始まったサービスの利用状況を事業所から相談支援事業所に報告するということが上がっています。現場からの意見なんですけど、そのことが現場も十分周知しきれていないというか、実際の支援にどう生かされるのかというのが現場に十分伝わっていないと思いますので、そのあたりについて市町村の方の考えであるとか、部会でそのあたりについて触れておられることがあれば伺ってみたいなと思っております。

医療的ケアのところ、13ページです。(2)の東部のところで、先ほど光岡さんの方からもありましたが、県立中央病院の利用がなかなか手順が大変難しいというお話があったんですけど、その手続きがもう少し緩やかになる方法がないのかなというのをお聞きできればと思います。それから12ページに戻りますが、今年の4月開設の博愛病院の今現在のご利用の状況がもしわかれば教えていただければなというふうに思います。

就労の方になります、2の(2)になります、B型事業所によっては自分たちで検討することも必要、働くことを重視するハードB型と居場所を重視するソフトB型という考えもあるかもしれないということが載せてあるんですけど、今の働き方も非常に多様になってきておりますし、特にB型についてはもちろん工賃を得てお金を増やしたいというような意向があるんですけど、もうひとつB型も非常に高齢化が進んでおりますので居場所であったり、いきがいというようなことで働く場を求めておられる方もおられます。現在の報酬ですと、どうしても平均工賃によって事業所も報酬が決まってくるので、工賃重視ではなくてソフトも重視したような報酬体系に変える必要があるのかなと思いますので、そういうところも考えているところでして、これについては前回の協議会でもあったと思うんですけど、県の方から国の方へ要望を出してもらっているところで認識をしております。また引き継いで要望を国の方へ出していただくというところでもお願いできたらなと思います。

(光岡座長)

ありがとうございます。

まず最初にあった相談支援部会でのことですが、サービス利用状況の報告についてあったので、実態として今県としてどうなっているのかということをしり合いたいと思うんですが、東部の方はどんな状況になっていますか。

(守部委員)

東部のサービス利用状況については米子市、西部の自立支援協議会が作られたものを参考に基幹さんが鳥取市版を作ってくださいまして、それをホームページにあげているのと部会の方で就労支援部会とか居宅サポートネットワークでは使ってみて、また教えて欲しいということをお話で伝えているところで、まだどれだけ使われているかは把握できていないという状況です。モニタリングについては、市は報告を受けてみている状況ではあるんですが、検証までは至っていない状況です。

(光岡座長)

はい。今のは鳥取市のお話でした。では東部4町ではどうですか。

(山根委員)

東部4町は事務局岩美町が今日ご欠席ということで、自分が代わりに説明をさせていただきます。

4町の方では協議会の方で報告の依頼をしたいというのがあるんですが、まず書式をどうしましょうかっていうところから始まって、4町大体そうなんですけど鳥取市にならっていくという流れがある中で、市の書式を参考にやってみよう、ただこの辺も周知が図れていない状況です。その中で事業所の負担感という声が上がっている中でなかなか実現していない。介護保険のからみもあるんですが、ヘルパー事業所の方は定期的に報告書は頂いているんですが、通所系、就労系、児童、生活介護も含めて報告をいただける状況には至っていない。ここについてもやはり今後も周知をはかって協力をお願いしようというところで留まっている状況です。

(光岡座長)

はい。それでは中部はどのような状況ですか。では、高島さんおねがいします。

(高島委員)

中部の状況なんですけど、サービス利用状況ですが西部の自立支援協議会が作成された書式を参考に素案をつくって、圏域のホームページにあげています。あとは自立支援協議会の部会や就労系事業所の連絡会があった際には書式の周知をはかっているところではあるんですが、先ほど山根さんがおっしゃったとおりにヘルパー事業所は報告はありますが、サービスに関しては報告はほとんどない状況です。

(光岡座長)

はい、ありがとうございます。では西部米田さんお願いします。

(米田委員)

米子市の米田です。西部では自立支援協議会で取り組んでいまして、実際どういう状況かということについて各事業所にアンケート調査をしているんですが、その集計結果を私が把握できていないので申し訳ないのですが、

ここではちょっと報告できません。そういう状況です。

補足あれば光岡さんからお願いします。

(光岡座長)

ありがとうございます。西部はですね、いくつかの段階があるところですね、一つは様式を決めているかということですね、これについては西部がたぶん県内では一番早かったところですけども、様式を、協議会で定めています。ただ必ずということではなくて、そういう様式がないところは、この様式を使ってくださいというものです。

それで、もうひとつの段階はそれをどういうふうに事業所をお願いしてるか。告示とか、要領とかで決まっているものではないのでお願いベースには変わりはないと思うんですけども、それをお願いする方法として、西部は協議会の方から各事業所に対して文書を出して、基本的には、毎月だけど、毎月が難しい場合、或いは毎月報告する必要性が低い方とかもおられると思うので、その方々についての頻度はそれぞれで結構です。ただモニタリングの間を埋めるものとして活用すると思うので、たとえば6カ月ごとだったら最低3カ月に1回は報告してほしいとかっていうことですね。そのへんを幅広くいきわたるようにはしてると思います。たださっき米田さんが言われたみたいにどのくらい実施されているとか、どのような効果があるかまではできていない。まだ途中である、そういう状況だと思います。

あと、モニタリングなんですけど山根部会長にも言って頂いたように、これから県内で最低このあたりまではやりましょうっていうのを作らないといけないんじゃないか、という議論をしたんですけど、西部で中国ブロック研修があってその時に厚労省の藤川専門官が言われていたのが、まずモニタリング検証のことについては国の方で一定のガイドラインを作るというお話があって、もうひとつはモニタリング検証と書いてあるんですけど、モニタリングだけ検証してもあまり意味がない。サービス等利用計画を含めた支援全体の話であるとおっしゃっていたので、そのへんも見据えながらこれからやっていかないといけないかなと思っています。

最初の質問はそんな感じで。次ですけど、医ケアの方のご質問だったと思うんですけど、子ども発達支援課の方でお答えできることはありますか。

(子ども発達支援課 谷口課長)

はい、子ども発達支援課の谷口です。よろしくお願いします。最初の中央病院利用の手順のお話がありましたけれどもこちらは資料13ページの5の(2)のところで、利用をされるまでに事前の対応が必要になってくる状況もあって、お試しとか外来についても中央病院からするとそういう手続きをしたうえでということになっていると。1か月前の予約につきましても看護師の配置の関係でそういった時期に予約をしていただかないと責任をもった対応ができないというジレンマがある中で、利用者の方も大変だという乖離が生じているのかなというのを聞いております。引き続き県もまたお話しする機会もありますので利用者さんの声もふまえながら、工夫できる余地はないか相談していきたいと思っていますところですよ。

あとは博愛こども発達・在宅支援クリニックですけども、利用状況の報告を定期的にいただくことになっていないので私どもで把握している範囲の話になるんですが、4月から開始されて5床の診療所として登録されていらっしゃる中で、最初は半年、9月までは日帰りショートに対応をして、10月からは泊まりの対応をするということで、確か土日は対応されていなかったと思いますけど、そういった状況だと聞いています。10月からは泊もされていますが、5床すべてではなくてその中の1床程度、基本的には1床の引き受けということで突発的な要望、対応もしていらっしゃるということです。以上です。

(光岡座長)

はい。ありがとうございます。

ちょっと付け加えなんですけど、先ほどの最初のご質問のところで、子ども発達支援課と実施病院との話もあ

と思うんですけど、もう一つのチャンネルとしてさっきのご意見にもあったとおり意見交換会の場っていう提案が部会であって、その中でそれぞれの病院がどういうふうに工夫をされているのか。例えば県立中央病院が、そういう形でしかできないということが原因としてあるとすると、他所はそういうふうになってないとなれば、それを参考にできるんじゃないか、っていうことがあって、そういう意見交換の場をぜひ早めにやってもらいたいなというふうに思っています。

次に就労支援部会の方なんですけども。

(中井委員)

事業所経営のところではハード B、ソフト B という考え方があるっていう意見を言われましたが、その前に利用者支援についてっていうところで多くの意見というか現状が語られたと思っています。先ほど言われたように高齢化のこともありますし、重度の利用者の方がすごく増えていること、利用者支援について事業所の方が困られている。工賃を求めて、それによつての報酬単価になってくると事業所の経営のところでは報酬単価がなかなか踏み込めないという負の連鎖みたいなものと対決していくのか。それぞれの委員の方から利用者支援のことについて多くのことは語っていただきました。

(光岡座長)

では、要望の方をお願いします。

(障がい福祉課 谷課長)

資料の関係で若干補足をさせていただきます。国への要望は従来引き続きさせていただいて、30年度の報酬改定で特に B 型については工賃単価が決まるということで、もちろん工賃も重要な要素であります工賃偏重で支援の質などをしっかり評価してもらうような仕組みにしてもらいたいということを従来から引き続き国の要望というのをさせていただいているし、今後もしっていくというふうに思いますが、正直なところすぐに報酬の体系が変わるわけではなくて、今できることというのは今の体系の中で、鳥取県の中でどういうことができるか、就労部会でも話にありましたが工賃を目標にするのか、それとも居場所を重視するのかということですが、居場所というと極論にはなるんですけど、いわゆる工賃だけでなく少しでも一般就労につなげられるように重度の方であるとか、月に一日くらいしか来られない方であるとか、少し語弊があるかもしれませんが工賃をすぐに稼げない方に対してはきちっと支援をするということを重視するという、申し上げると居場所づくりもどちらもしなければいけない、それが B 型のありかたでもあり、支援でもあると思いますが、それを両立させようとする今この報酬体系であれば十分にできないということがありますので、国の要望はもちろんしてはありますが、県の中でもそういうところを支援していけないということを考えていきたいと思ひますし、今後この就労部会の中でもどういう形でできるかというのは引き続き検討していきたいなと思っています。

(光岡座長)

部会では本協議会が上位の会になると思ひますので、それぞれの部会にこれを議論してくれということがあれば併せてご意見いただきたいと思ひます。いかがでしょうか。部会は 5 つ設定していますので、今日の午後人材育成部会初会合をすることになっています。あと残るは地域移行部会ということになるんですけど今年度中に 1 回目ができるかと私が思っているところです。

それでは引き続き議論を重ねていきたいと思ひます。各課題の検討状況について報告をいただきたいと思ひます。それでは資料 6 の方ですね、報告をお願いいたします。

(障がい福祉課 森山係長)

23ページになります、資料6です。今回もこの後の議事で課題をいただいているところですが、これまでいただいた課題についてどうかということをご報告していませんでしたので、今回改めて報告させていただきます。整理させていただくというものです。上の方から簡単に説明をさせていただきます。平成29年度、今の委員改選となつてからのものですが、鳥取市の医ケア児の対応については部会の方で検討中。その下の相談についても相談部会で検討中。その下の学童児の登下校支援については、市町村が実施する通学支援交付金制度というものがございまして、この単価ですとか使い方の問題について課題があげられています。その後、自立協の委員ですとか事務局からの聞き取り、他の定員との状況についてお話させていただいて、教育委員会に伝達をいたしまして、教育委員会の方でも定期的な市町村との意見交換ですとか、単価等の見直しについて考えていきますということでございました。その下の西部の医ケア児についても医ケアの部会で検討中。その下の3つです。行動障がい者の暮らしの場ですとか、課題につきましては昨年度も検討会議に上がってましたが、実務者ですとか学識経験者を交えた協議の場を設定するよう準備をすすめていただいているところがございます。そこで実効性を伴うあり方について検証を開始させていただくことにしています。5つ目の移動支援等の充実については、部会はないので全体会の場で今後検討させていただく予定。その下の医療ケアの必要な児童・生徒の通学保障につきましても教育委員会の範疇になりますけれども、特別支援学校ごとに設置しております、特別支援教育推進委員会特別支援学校通学支援検討分科会、こちらの方で各圏域の自立協の委員に加わってもらっているところがございます。個別の協議についてはこちらでやっています。また、全体についても必要に応じて医ケアの部会の方でも検討を予定している状態でございます。また、その下のサービスの地域間格差につきましても全体会で。あと人材の育成と確保については開催予定しております人材部会の方で、人材育成ビジョンの策定の文言について話し合いをしていく中で協議していければというところです。日下部委員から災害時における障がい者の福祉避難所の促進という観点で課題があげられました。こちらの方も去年も西部協議会の方であったんですけど、全体会の場でこのような災害時の場合の支援を協議するために、新たに部会を設置するのではなくて、各圏域の自立協の災害部会の場に県の危機管理局と障がい担当部局が行って意見交換をするのはどうだろうという方向性が示されて、今年度につきましては西部の災害対策部会の方に県の危機管理局と障がい福祉課が参加して、9月と11月に2回参加して協議をしているところです。例えば市町村における福祉避難所の公表についてどうしましょうとか、あと県の備蓄物品をどうしようという話があって、ちょうどこの前11月18日にあった時には危機管理局の方で、ちょうど予算要求の時期でもあったので必要な備蓄物品の提案がありましたら気軽に提案してくださいという話がありました。ちょうど昨日、危機管理局に連絡を取ったんですけど、引き続きこちらの備蓄物品については受付中ということだそうでした、また後で危機管理局の担当者のアドレスについてはメールでお知らせいたしますが、12月10日まで受け付けをしますということですので、他の圏域でもご提案ありましたら気軽に連絡をとっていただければと思います。めくって26ページです。平成30年度に出た課題についてですが、鳥取市からB型事業所の報酬単価についてありました。先ほど課長からも話がありました、国要望、平成30年度、令和元年度とやっていますので引き続きこちらも続けさせていただきます。移動支援事業所についてはこの提案があった後にアドバイザーの助言を行ったところ。その下の区分認定についても聞き取りを行って課題が引き続き生じているということは現在聞いていないというところ。また、その下の拠点については拠点を立ち上げる面で予算面で何かないかというお話で、県から各市町村で必要な支援は何かという調査を実施しているところです。またその下の西部から出てきた災害時の支援体制については先ほどもご説明したとおり必要な意見交換の場を設けていく。また強度行動障害についても話し合いの場を今年度設置予定しているということがございます。課題についての検討状況については以上でございます。

(光岡委員) はい。

ありがとうございます。今の説明のところで、ご意見、ご質問がありますでしょうか。

各圏域の協議会、市町村で課題をいただきたいということで、連絡をさせてもらってるんですけども、これま

での課題を挙げてもらったのがどうなってるのかっていうことがわからないと、なかなか何を出していいかっていうことにも繋がらないと思うので、それを整理していただきました。この検討の仕方についていかがかというものでも結構ですので、ご意見いただければと思います。市町村から特にないですか。

経過状況はこういうことなんですけど、検討ばかりしてもあれなのでまた方向性を出していかないといけないので、横に検討状況があって、その結果というか、方向性がさらに示されていくのかなあというふうに思います。では、今日の報告事項はこれで終わります、次は議事になります。

圏域課題をそれぞれのところからいただいているので、そのことについてもご理解いただいて、協議していきたいというふうに思います。では資料7、25ページでありますけども、鳥取市の方から基幹相談支援センターの浦島委員の方からお話いただきたいと思います。

(浦島委員)

すいません。冒頭にもご紹介いただきました、鳥取市基幹相談支援センターの浦島といいます。よろしくお願ひします。

鳥取市の課題ということで、提出させていただきました。まず、課題の内容で一つ一つ読みあげさせていただきます。

地域移行権利擁護部会のところでは、鳥取県家賃債務保証事業が創設されたことにより、賃貸住宅等の貸主に対して金銭面の補償がなされたが、連帯保証人や緊急連絡先のない、独居高齢者がアパートで亡くなった場合の残置物の撤去や死亡事務について、相談支援専門員が苦勞する事例が複数あるということと、あと、鳥取県でグループホームの空き情報が集約できないかというものが上がっておりますので、26ページの方を見ていただきたいんですけども、家賃債務保証事業については、今後、連帯保証人や緊急連絡先のない独居高齢者等が安心して生活することができる住居を見つけられる仕組みと死後等を見据えた保障ができる制度整備がなされるように、家賃債務保証制度の拡充と検討を鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課に提出をしております。

あとそのグループホーム空き情報の集約についてですけれども、それについては鳥取市においては現状空き情報集約する仕組みはなく、鳥取県全体でできないか、提案はしていこうと考えているんですけども、仕組みを作る工程では、鳥取市、東部4町、倉吉市、米子市がそれぞれ情報を持ち、それぞれの情報を県に集約をお願いする形の方がいいのではないかと先日の地域生活支援拠点の準備会でも提案したところですので、再度検討していきたいなと思っております。

続きまして、25ページに戻っていただきまして、医療的ケア児等のワーキングですけれども、医療的ケア児が公立の保育園で受け入れがしてもらえにくいというところで、医療的ケアがある場合の公立保育園の入園申し込みの流れがわからないという部分ですが、この部分は医療的ケア児等ワーキングを12月に開催する予定でして、公立保育園の入園の仕組みを担当者より説明いただき確認するところです。今回は報告とさせていただきます、県でもし考えてもらうような内容があれば、今後課題を提出させてもらうという考えですので、よろしくお願ひします。

中央病院の、続きまして中央病院のショートステイ、短期入所が利用しづらいというところなんですけれども、これは以前も、課題の方で上がっている部分ではないかと思っておりますが、これについては、実際利用したいけれども、なかなか利用できずに困っておられる方がやはり現状としてはいらっしゃるということで、今回提案をさせていただきました。

次は医療連携体制加算等、県の事業で医療的ケアのある方が就労支援事業所を利用することが可能となってきているが、1日2回30分以上利用するようなケースが出てきた場合の、訪問看護事業所負担が発生するというものです。

続きまして、居宅介護サポートネットワークですけれども、通院等介助、乗降介助の取り扱いについて、利用

しづらさがあり、利用者が少ない。難病等により障がいのある方がみずから運転する車により、通院とする場合に利用できるサービスがないというところです。その下の現状と具体的なニーズのところですが、通院等介助においては身体介護を伴う場合が 17 名支給決定があります。身体介護伴わない場合は 16 名支給決定がありまして、乗降介助については 0 名という支給決定の内容となっておりますので、これについては事業所としても乗降介助の届を出しているところが少ないように聞いておりますので、鳥取市の方には確認をしましたが登録事業所の一覧等は特になく、各事業所への問い合わせが必要という部分と、いくつかその事例があるんですけども、医療的ケア児等のいくつかのケースで、保護者が病院まで自身の車に乗せて通院するが、病院の駐車場から、乗せ降ろしをした部分で介護負担がある場合など、現行の通院等乗降介助ではヘルパーの運転する車両への乗車が要件となっており、保護者が運転することでは利用することができず、困っておられるケースがあるという部分と、あと難病の方で一般就労されているケース等についても、体力の低下に伴い、通院時にご自分の車に乗車するサポートがあれば、自分の車を運転して通院が可能な方がおられるんですけども、なかなか福祉サービスの利用ということもできずに、今も自分かご家族の方に手伝ってもらって、通院されているというケースがあります。

あと、26 ページですね。地域圏域・権利擁護部会での検討状況及び検討内容のところは、先ほど報告させていただきました。地域生活支援拠点準備会議のところですけども、今年度、地域生活支援拠点準備会議と名称を変え方向性を協議しております。準備会としては、平日日中は鳥取市基幹相談支援センターへコーディネーターを 1 名配置、夜間休日については虐待防止センターの機能強化とあわせ、もともとある 24 時間体制のコールセンターを利用していく方向で、鳥取市障がい福祉課へコーディネーターを 1 名とすることを、鳥取市に要望しております。東部四町については智頭町除く 3 町は鳥取市が整備する地域生活支援拠点とともに、体制整備をしていきたいとの意向となっております。

続きまして下のグループホームの部分ですね、県の自立支援協議会の検討が必要ということですけども、これについても、先ほど説明させていただきましたので、私からの課題提出についての報告は以上です。

(光岡座長)

はい、ありがとうございます。今のそういったお話の中で、質問とかご意見とかいかがでしょうか。

これは確認したいですけど、この協議会での検討が必要な事項というのは一番下の最後の部分ということで良いですか。

(浦島委員)

はい。ただ、まずは、先ほども、お話したかと思うんですけども、鳥取市でのグループホームの空き情報を集約する仕組みがないので、そこも検討していかないといけないのかなと思っています。

(光岡座長)

前段の部分についてはやっぱり、鳥取市の協議会で検討されていることとか課題とかを示していただいているということでもいいですか。その部分でも、他の圏域や市町村でこうしていますよってということで、参考になることがあればご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

(宮倉委員)

グループホームの空き状況ですが、多分これについてはそれぞれ事業所さんが、県に報告はされていると思うので、例えば、西部の協議会ですとホームページの方で、西部のグループホームの空き状況っていうのを開示しております。

倉吉市もホームページの方で協議会がされておるとお思いますので、例えばそれを集約した形で、今ここにあり

ますように入所施設の空き情報は更新されていますので、そういった形があればいいということですかね。

(光岡座長)

今の実態を聞きたいですけど、西部は今の話ですでに県福祉保健局が毎月集約されてそれを配信していただいたり、協議会のホームページと掲載していただいたりしてるんですけど、中部、東部はどうですか。東部はしてないってことなので、鳥取市もそれは把握してないってことですか。

(守部委員)

参考にしようとして西部の方に確認したら、今は大山町が担当で西部福祉保健局から情報をいただいて入力しているということで集約していただけたらありがたいなというところなんです。鳥取県のホームページで全県の様子をこっちで出来たら、西部の方に行きたい人もあったりするんでホームページで全県の様子が分かったらありがたいなと思っています。

(光岡座長)

中部はどうですか。

(高島委員)

中部圏域のホームページに空き情報は載せています。

(障がい福祉課 谷課長)

西部の場合は西部福祉保健局が集約して西部の自立協に提供しています。中部の方は確か基幹相談支援センターが情報を集めてそのホームページで公開している。なので、中部の場合は福祉保健局ではなくて基幹相談支援センターが公開しているという状況です。入所施設については考えがありまして、入所施設というのは場所にも偏りがあって、その地域生活が困難な方が入られるということがありますので、県内、圏域問わず、東部の方が中部、西部の方が東部に行くこともありますので、そういう全県の情報をきちっと集約をして情報を提供することが重要だと思っているので、公表をしていきたいというところなんです。一方グループホームについてもこちらの集約、それぞれしていただいて、それを受けて、整理っていうのはもちろんできるんですけども、グループホームの趣旨というのがやっぱり、住みなれた地域で生活していただくということなので、事例としてはあるかもしれませんが、圏域をまたいでグループホームに移動するっていうのはあまり想定されないわけではないですし、本来の姿ではないのかなと思いますので、まずは地域ごとに、簡単にいうと圏域ごとに集約する形で、それぞれ公開していただければと思いますし、それに対して、いちいちそのページを見るのが面倒臭いというのであれば、それぞれ集約いただいて県のホームページに一つそのリンクを貼って一つのページを作るというのはもちろんできますので、そういったことは検討していきたいと思いますが、まずは西部ではやっているということなので、同様にまずは東部で、鳥取市で検討されている集約する仕組みから検討するということですので、まずは検討いただいて、そのうえで県でもどういった形で協力できるかっていうのは考えていきたいなと思っています。

(光岡座長)

はい。ありがとうございます。今の浦島委員のお話にあったみたいに、鳥取市の方で検討して鳥取市としての情報収集を検討してみるということだったので、その方向でいいのかなと思うんですけど、先ほどの全県の情報をもとめてということについては谷課長がおっしゃったことと通ずる部分はあると思うんですけど、私の私見ですけど一つは地域それぞれで在宅生活の中のひとつの事業、サービスですので地域の中で情報を共有するのがま

ず一義かと思います。施設入所と違って、グループホームは結構多様だと思うんです。設置の形態、例えば建物を建ててそこで暮らしている方もあれば、民間の一軒家を借りてやられているところ、あるいはアパートタイプを借りているところ、公営住宅で実施しているところ、支援員の数、体制も違ったりとか、日中の支援も変わったりとか多種多様なので一律に支援で見ても、内容が様々なので地域それぞれでないと、その情報がつぶさに分からないということもあると思うので、西部の私が東部の情報を見てコーディネートすることは危険を伴うこともあるんじゃないかと思っていて、情報があることはいいんですけど、それぞれの圏域で協力しあってコーディネートした方がいいのかなと思ってまして、それぞれがアクセスできるというのは必要だと思うんですけど、圏域でまずは整理していただきたいので、鳥取市の方向でいいのかなと思っています。

(山根委員)

東部4町が東部圏域としてあるんですが、ホームページがないのでこの辺をどうしようかという話をしていますが、実は言われるように自分たちが圏域のサービスをどれだけ把握しているかというところで、行政に確認していただいてそこをどうとりまとめようかっていうところを提案させてもらっているところです。

グループホームの資源は少ないんですけども、通所系の事業所とかも含めて内容的には定員が何名で、医療的ケア対応可能か、送迎体制があるのかとかそこは自分たちの圏域の資源を知っておく必要があると思うので、紙ベースでまとめられないか提案しているところです。加えて鳥取市の資源をどう共有していくかを含めて、そこをまとめて4町にホームページがないので自分たちとしては紙ベースで良いんですけど、確認する場所として既存のホームページを活用するというのもありかと思うんですけど、まずは自分たちが把握する必要があるということを進めています。

(宮倉委員)

ホームページの話が出ましたけど、西部協議会も4月からホームページを立ち上げて今、西部の事業所一覧とかその中にサービスを提供しているところもあって見れるようにしています。グループホームの空き情報を公開したことで利用につながったケースもあります。グループホームは利用者の方と他の利用者、利便性も含めて非常に周りが重要になってくるので、地域で公表されるというのは利用者にとっても非常に大切なことかと思っていますので、情報公開は何らかの形でされると非常にいいと思っています。

(光岡座長)

浦島委員からあった最初の方の課題で参考になることが、圏域であればご意見いただければと思いますが、米子市の医療的ケア児の保育園の受け入れ状況についてお話いただくとありがたいです。

(米田委員)

米子市では一元管理をしていて、現状として医療機関から情報提供のあった方で医療的ケアが必要なお子さんの状況を全員把握していて、その方に保健師が訪問等をして、今後の希望状況等を含めて関わらせてもらっています。その中で地域の保育園に行きたいのか、米子市は公立でいうと一つの園に看護師を2人配置して、そこに基本的に行ってもらおうということで、集約したうえで医療的ケア児への対応をしているところです。あと民間で看護師がいて対応している保育園もあると思います。その後、保育園から後の就学についても地域の小学校に入りたいか特別支援に行くかの意向も含めて調査をしているところです。特に来年度4月に医療的ケア児の地域の保育園、小学校に入りたいという希望があって、今、学校にどのように看護師を配置するか検討しているところです。

(光岡座長)

保育園通園を集約化していかどうかといえそうではないと思うので、今はその過程として集約化という形でされているんだと思いますが、県内の好事例や先進事例は横転換していく必要があるので、鳥取市でも米子市の事例が役立つのであれば協力をしていただければと思います。

相談支援部会でやっている相談支援専門員の不足は県部会でも協議しないといけない課題と思っています。基幹相談支援センターがケースを抱えていくということについては、米子でも懸念されているところでもあると思うので、基幹センターの連絡会の中で情報共有したり、対応について協議していただければと思ったところです。通院支援のことですが、今困っておられることができないという理由が僕はよくわからなくて、なぜなのかと思ったところです。あと情報が少ないということに関してはどこの圏域でも課題があるんじゃないかと思っています。米子の基幹では居宅介護や訪問系サービスの事業所リストを作ったんです。居宅介護、重度訪問、行動援護、通院介助とかどういうサービスを実施してるのか、サービス提供地域がどうかという一覧を作って相談支援事業所に配布しているので必要なんじゃないかと思ったところです。それには福祉保健局の協力が必要なので、その協力もいただいたところです。

では、続きまして東部4町の課題をお話いただきたいと思います。

(山根委員)

東部4町の課題として、実際にどうかというところで記載いただいたのが岩美町と智頭町でした。

まず移動支援事業について。4町が山間部で遠くに行くのに報酬単価が低いので入ってもらえない現状があって、基準額の見直しが見えていないということがあります。担当者レベルでは難しいため、課長に来ていただいて各町に持ち帰っていただいて、鳥取市の基準をベースにしてそこに合わせるのか上乗せするのか協議をしました。そこで居宅介護の採算、提供先の確保もリンクしてくるんですけど、サービス提供事業所が少なく市内の事業所に頼らざるを得ない。これについては、頼らざるを得ないという状況が決して悪い状況ではないという話はしました。

障がい福祉計画もリンクしますが、医ケア児の検討の為の圏域設置というところが対象児童がいないので設置できていないということは智頭町が報告されています。保健所の具体的なニーズというところで、単価の見直しをするという話はしています。

あとは鳥取市が報告されたのと被っている部分はありますが、29ページの2番のところですね。実際にここについて状況を確認しましたが、ここが数値化できていません。岩美町の報告にはありましたが、2年前には100件ほどあったケースが今は70件に減ってきています。実際にニーズがないのかどうかは把握できていないですが、区分が高い人は高齢化が進んでいると思うんですけど、介護保険の施設に入所される人が増えて、在宅の人が少なくなっている。あとは在宅の人は区分が低いという話もされていました。ここは数値化の検討提案をさせてもらおうと思っていますが、実際の支給決定をするから各種サービスの町の方が確認できる請求単価、そのへんで横ばいか減少かを数年単位で確認させてもらえないか検討しています。実数としては請求金額は減っています。人口減少も影響しているという報告は町から報告を受けているんですけど、個々の利用者減とつながると思いますが人材確保が難しく事業所確保が難しくなっているというところで状況としては岩美町の事業所を見させてもらっています。

次の地域圏域での検討状況、内容について先ほどの移動支援のことではあるが、近隣市町の動向を見ながら見直しを検討していく、鳥取市の単価基準までは引き上げるというのを合意はしてもらっています。ただ、それでいいのかは継続協議が必要だと思っています。あと、社会資源について医ケア児の検討の場の設置ができていない状況です。検討してもらえたらと思います。居宅介護から給付費のところでは先ほど報酬が減ってくるという話とリンクしますが、高齢化に伴って居宅介護から訪問介護にかわるってところもあるんですけど、介護保険の方が報酬単価が高く設定されていて障害単価が低いという報告は聞いています。障害支援区分の認定の仕方ともう一つは要介護度の出し方がちがうってところで比較的高齢者の区分があっても要介護度が低いって

うところで経営基準が難しくなっている報告は聞きます。その辺で報酬見直しを検討してもらいたい。あとは各圏域でこういった課題がどうなっているのかお聞きしたいです。

(光岡座長)

今のお話で他のご意見いただければと思います。整理したいんですけど移動支援のことだと 28 ページに載っているのは岩美町の基準ですよね。これは鳥取市とは異なるんですか。

(山根委員)

岩美町は鳥取市と同じだと思います。八頭町、若桜町は鳥取市と違う単価です。そこを合わせないかという話は数年前からしていたけど状況が進んでいなくて、鳥取市の方の居宅部会から話があって 4 町が具体的にしているという話になってところです。

(光岡座長)

西部も同じ単価になっていると思うので、これが移動支援が地域生活支援事業になったときの介護給付の単価に合わせて設定されてるんだと思います。これについて県協議会での検討はないですか。それは東部で調整していただくということだと思いますが、2 番のところで県協議会の検討となっているので、そこを主に話したいと思うんですけど。居宅介護にかかる介護給付費の報酬見直しというところで、全体であるところでいうと事業所が減っているということですか。

(山根委員)

はい。智頭町で 1 か所廃止を検討している。若桜町は 1 か所廃止しています。

(光岡座長)

西部では廃止、休止するところも時々でてくるんですけど、ニーズがないからというのはほとんどなくて、人が確保できないから、他の事業に集約したいからということはあると思います。ニーズ減少は初めて聞いたんですけど、そういうことがあるんですか。

(山根委員)

もう一度、数値を見える化させてもらいたいという話をしています。人口減少もあるのかなど。市内から郡部へ事業所を移動することはあっても、郡部から市内へ支援しに行くことはほぼないので、自町で完結されるところが多いのかと思っています。

(光岡座長)

鳥取市では需要に対して供給はどういうバランスですか。

(浦島委員)

人員的な問題もありまして居宅介護事業所の人員不足は近年検討課題になっています。居宅介護ネットワークの部会でも、毎年全体で求人出させてもらってなるべく確保できるような体制をとりたいと思っていますが、なかなか確保できずに困っているのが現状です。

(光岡座長)

西部でいうと米子市内にニーズが多くて、それを米子市内の事業所だけではカバーできないから、郡部や近隣

市町村の事業所においてお願いできるならどんどんお願いしたいという関係にあると思うんです。それが東部4町と鳥取市の関係でいうと、ちょっと違いますか。

(山根委員)

そこは、もともとある人員が不足している背景があると思うんですけど、そのへんが全部つながっているのかなというところで、実際岩美町から鳥取市に支援に入れなにかという話があったらそれは可能だと思っているので、岩美町しかなないというスタンスではないと思っているが、たぶんケースとしてはあまりないかなという印象を持っています。

(光岡座長)

皆さんからご意見、ご質問いただけますか。

具体的には居宅介護の単価見直しについて国へ要望してもらいたいというのが意見だと思うんですけど、いかがでしょうか。

(山根委員)

こういった事業所からの報酬見直しの声があがっている圏域はないですかというのを確認させてもらいたいのですが、他にないのであれば他を参考にしながら検討しなければいけないと思うので持ち帰らせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(守部委員)

鳥取市は居宅介護の金額は国が決めたものっていうのであまりないですが、移動支援はまだ安いんじゃないかという意見が出ていて、通るか通らないかは分かりませんが今回予算要求する予定にはしています。

居宅介護サポートネットワークから意見があって対応を検討しているところです。

(光岡座長)

中部はいかがですか。

(山崎委員)

報酬の見直しの声は聞いたことはないですが、今年居宅介護サービスをやっていた事業所が採算が合わないということでやめられているのでそういうことなんだろう、それだけのサービスで独立した事業所はなりたないだろうなと思っています。

(光岡座長)

米子市で議論していることは押しなべて全体的な報酬アップということの要望は直接ないのかなと思います。足りてるわけではないと思うので部分的なものはあるんじゃないかなと。例えば、行動支援の方の支援について車両をとまって移動する、あるいはドライブ自体が支援であるということもあって、今の国の考え方ではヘルパーが運転している間は介助できないから算定してはいけないという基本的なスタンスがあるんですけど、それは支援にならないと。それをやってくれる事業所がないということで一定の支援の方についてはドライブ中も算定しようという話だったりとか。支援者を増やすという意味でA事業所しか入ってなかったけど、B事業所にも入ってもらおうとか。引継ぎに何回も及ぶという時に両方の支援者を算定しようということがあったりとか。部分的には支援に見合う報酬を受け取れるように考えましょうということはやったりしています。29ページであるこの事項の中で、全体的な報酬アップということよりも部分的なところで精査していく必要があるのかなと

思っで見させてもらったんですけど。介護保険との報酬がどれだけ違うのか、現時点でわかっていないと思うのでその辺もう少し精査してみたらどうかと思っているんですがいかがでしょうか。国要望ということになると、県からということになると思うんですけど障がい福祉課の方からどうですか。

(障がい福祉課 谷課長)

今現在、居宅介護というところでは、国要望をしていませんし今後の予定はないんですが、居宅介護にかかわる採算の問題にもありますけど、ただ居宅介護、移動支援もそうですけど使い勝手のところがなかなかよくないと。算定になるところとそうじゃないところがありますので、光岡座長がおっしゃるようになずはどのような形でニーズとマッチしていないかとか、実際、採算上の問題があるのであればどのようなものにあるのかということを検証してから、国要望するとしても材料を集めてからしていきたいと思っています。

(光岡座長)

東部 4 町の方で今の話いかがですか、山根委員。

(山根委員)

実際に数値の見える化ができていないということもあって、資料をいただいてから個別に確認させてくださいと電話でやりとりさせてもらうことしかできていないという状況だったので、どの部分でミスマッチがおこっているのか精査して、部分的なもの個別に市町村ごとに対応できる案件もあると思っるので、報酬そのものの前にそこを整理させてもらいながら、これが課題だよねっというものを改めてあげさせてもらいたいと思っいます。

(光岡座長)

中部からは今回出ていないということによろしいですか。時間がないので、西部の課題について資料 9 になりますけど、5 分程度でお願いします。

(米田委員)

基本的に今出させてもらっている地域課題についてご報告させていただきましたが、検討いただっている部分もありますが、なかなか西部全体で検討できる時間がなかったので出来ていない部分もあり、私の方で役員とお話させてもらいながら西部でやっっている相談支援連絡会等であがっっている地域課題を中心に書かせていただきました。

行動障害のある方の支援について、入所も難しいんですが、地域での受け入れがなかなかできていないというところについて困り感があるということで上げさせていただきました。特に現状として、施設入所がままならない中で県外の施設にもお願いしている状況が西部ではあるので、県として考えていかなければいけない部分かなと思っています。ワーキンググループを作って検討されるということなので引き続きよろしくお願いします。

2 段目については、人材育成と確保の話ですが特にヘルパー不足が顕著ということで上げさせてもらいました。人材不足の中で支援の質の低下で、ここに書いてありますが、虐待とまではいなくても不適切な支援ということで苦情であるとかそういったものが非常に最近多いなと思っています。そのあたりも含めて検討していかないといけないというのが県全体として課題として挙げさせてもらいました。

31 ページの 3 つ目、住まいの確保について鳥取市からグループホームについてありましたが、債務保障が貸主側の制度であると思っんですが、入られた方の福祉的支援について現状として難しいというのがあります。問題行動がある方についていわゆる見守りというのがサービスとしてはなかなか難しく、どのようにフォローしていくのかというのが、例えば行政の保健師がかかわりを持って毎日訪問というのもままならないし、というところとか。身元引受人、保証人が負うべき責任の範囲というのがわかりにくいというのがあって、業者は問題

行動があるとそういう方に連絡をするんですけど、そういう方々が受け止めきれない状態もあります。多くの方はご家族がなっている場合が多いんですけど、それを制度、仕組みとして何とかできないかというのを提案させてもらっています。

最後ですが、グループホームの不足についてです。地域移行を進めるというのが計画の中でもあって、私どもも進めていかないといけないと思っていますが、受け皿としてのグループホームがない、地域資源として地域として受け止めきれないという現状があります。将来的な地域移行に向けて、重度の方のグループホームが足りないというのは前から出ていましたが、重度でもない方のグループホームも不足していて地域移行もなかなか不足しています。行政が作るものでもないで、私たちでできない部分もたくさんありますがそのあたり検討いただけたらと思い挙げさせてもらいました。

(光岡座長)

今のことに関してご意見、ご質問あげていただきたいと思います。

(宮倉委員)

補足的なことになりますが、重度の方の受け入れが非常に難しくなっている。日中系サービスにしても行動障害がある方の受け入れができない。人的不足、個々の事業所、職員のスキルの問題もありますが、そういうところで断られる事例がありますし、それから重度の方のグループホームが非常に不足しているところで県、全国的な話になると思いますが、グループホームにしても夜間対応型、24時間対応の整備が進まない。それについては施設入所であるとか、精神病院からの地域移行という受け皿にもつながってくると思うので、どういった形をとれば地域の中でそういった居住の場が確保できるか協議していく必要があるのかなと思っています。今後進んでくるとは思いますが、地域生活支援拠点等の整備についても居住の場というのは大切なことですし、場合によっては緊急時の受け入れにもつながってくると思うので、整備について検討していく必要があるのかと思っています。

(光岡座長)

ほかにはいかがでしょうか。

ここは整理させていただきたいと思います。まず一つ目の課題については、県からあったように強度行動障害の方の支援の在り方を考えるワーキンググループが近々開催されますので、その中で議論していければと思いますし、2つ目のことについては、人材育成部会の中でも人材確保の問題について恐らくお話があると思いますので、そのへんや質のことは当然ながら議論していきたいと思いますし、ひょっとしたらさっきの居宅介護の報酬のことにも絡んでくるのかもしれませんが、3つ目の居住に関しては、居住支援協議会で全部話が片付くかは別にして、いったん居住支援協議会の方に話をふってみたいと思います。4つ目のところは強度行動障害の方の在り方、ワーキング、これから開催される地域移行支援の部会の中でも取り上げられることかなと思うのでそちらの方でも議論していきたいと思うのですがいかがでしょうか。西部の課題としてそのように議論を進めていきたいと思いますがよろしいですか。

最後、本日ご欠席なんですけど水本委員から課題が出ているので説明いただけますか。

(子ども発達支援課 内藤係長)

代読させてもらいます。課題として重症心身障害児者の支援があらゆる支援について不足している。特にその中でもショートステイとそれに伴う移動支援も不足しています。重心全体がそうですが、特に医療ケアが必要な人、その中でも医療ケアが増えてくるほど福祉サービスが使いにくい。例えば移動支援を使おうと思っても、ヘルパーさんではケアに対応できないので看護師を乗せないといけない。そうなる対応できる事業所がない。県

の自立協で検討していただきたいのは、ショートと移動支援のことを特に挙げたいということでした。

(光岡座長)

今度医ケア部会が2月ごろ開催されるということですので、そちらでまた協議していきたいと思っています。

本協議会が課題を部会に割り振るようになってしまうのもどうかと思うのですが、また部会で議論して一定の方向性が出たところで、またこの協議会でも議論いただきたいと思っています。また次の協議会が今年度中にあるかと思っていますが、そこで部会の議論が進んで報告させていただけるように進めていきたいと思っています。

最後に課題の集約の仕方について確認させていただきたいと思っています。今回、この協議会があるということで各圏域に課題のことを聞かせていただいたんですが例えば1か月前だとなかなか各協議会でも議論できないのかなと思います。例えば、県の協議会がいつあるかということが分かっていたらそれに合わせて議論を進めていただけたらとか、またはその課題を集約するというだけでなくも随時出していただければいいかと思いますが、どういう在り方がいいのか話をさせていただきたいと思うんですけど。県の方で提案はありますか。

(障がい福祉課 谷課長)

どちらでもやりやすい方っていうのはありますが、なかなか全体会を頻繁に開催するのは難しいと思いますので、自立協自体、障がい福祉といっても幅が広いのでそういう意味でそれぞれの部会を設けるとか、それぞれの地域で自立協を開催してやっていただいているというのがありますので、自立協の全体会はそれを集約する場、横断的に検討しないといけないものを検討するということがあろうかと思いますが、部会であるとか地域の協議会で議論がある程度進んだ段階で開催するというのが適切なんじゃないかと思いますが、個人的な考えですけど半期に一度の頻度で開催すれば課題を集めることができ、議論もその後につなげることができるのではないかと考えています。委員の方の日程もあるので何とも言えませんが、今年もそのつもりでいますが来年は半期に一度、それまでに集約していただくというのがいいんじゃないかと考えています。

(光岡座長)

半期に一度、部会も5つあるので毎月開催みたいになってしまっているところがあって、例えば10月か11月、2月か3月という大まかに目安があると各協議会も議論を進める、課題をいただくということの目安さえ確認できればいいのかなと思うんですけどいかがでしょうか。(異議なし) じゃあ一応そういう目安で進めていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。それでは議事はこれで終了しました。皆さんたくさんのご意見いただき、ありがとうございました。

(障がい福祉課 谷課長)

最後に一言だけ。まずは本日ありがとうございました。自立協は、様々な部会で議論いただいたものを集約して全体的に話をさせていただく場として位置づけしようと思っています。グループホームの整備にしても様々な分野が関連すると思います。人材の問題であり、地域移行の問題でもありますし、行動障害の問題であればそちらのワーキングでも検討した方が、また地域それぞれの実情もあると思いますので、やっぱり横断的に協議する場は必要だと思いますので引き続きこの場を活用して皆さんのご意見等いただければと思います。また来年度は障がい福祉計画の策定最終年度になりますので、その検討とかその中でも地域生活支援拠点の整備をしていかなければいけないという大きな動きもありますので、この自立協だけではなくて施策推進協議会というのもありますので、先ほどの今後の予定みたいなものもありましたが、全体の自立協で言えばそれぞれの部会、地域の協議会がどのような形で一年間進めていくのか、事前にわれわれもよく検討して、早いうちに皆さんに共有しながら進めていくというのが必要かと思っていますので、座長も含めて相談させていただきながら今後進めていきたいなと思っています。本日はありがとうございました。

